

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画推進施策を総合的かつ一体的に取り組むために策定するものであり、「宇都宮市男女共同参画推進条例」第3条に規定する基本理念を、本計画の基本理念とします。

基 本 理 念

(男女共同参画推進条例第3条)

1 男女の個人としての尊厳の尊重

男女が、個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的取り扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保されること。

2 性別役割分担を反映した慣行にとらわれない活動の自由な選択

男女が、性別による固定的な役割分担を反映した慣行にとらわれることなく、社会のあらゆる分野における活動を自由に選択できるようにすること。

3 方針の立案及び決定への参画機会の確保

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。

4 家庭生活における活動と他の活動との両立

男女が、相互の協力及び社会の支援の下、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と当該活動以外の活動とを両立して行うことができるようすること。

5 男女の生涯にわたる健康の確保

男女が、互いの身体的特徴及び性について理解を深め、尊重し合うことにより、生涯にわたり健康な生活を営むことができるようすること。

6 国際社会における動向の留意と協調

男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際社会の動向に留意し、協調して行われること。

2 目指すべき姿

本計画においては、基本理念や現行計画の本市の現状等から導き出された課題を基に、計画期間の5年後を見据えた男女共同参画社会を表現し、行政・事業者・市民が一体となってその実現に向けてそれぞれが責務を果たし、総合的かつ一体的に取り組むため、本市の「目指すべき姿」を設定しました。

一人ひとりが尊重され、多様な選択を可能にし、

個性と能力を十分に發揮できる社会

[一人ひとりが尊重され]：一人ひとりの個性や能力、身体的特性を認め合い、互いの人権や意見・考え方を尊重する社会

[多様な選択を可能にし]：誰もが、自分の意思で生き方、働き方を選択できる社会

[個性と能力を十分に発揮できる]：あらゆる分野において、生き生きとその個性と能力を発揮し、活躍することができる社会を目指します。

3 基本目標

「宇都宮市男女共同参画推進条例」に掲げる基本理念の実現に向けて、次の3つを「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」の基本目標として定めます。

■ 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革

固定的な性別役割分担や慣習に捉われず、多様な生き方を認め合い、正しい理解と認識を深め、男女共同参画の視点を持ちながら、行動する社会を目指します。

■ 基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の推進

個々のワーク・ライフ・バランスの実現が図られ、政策方針決定過程への女性の参画など、さまざまな分野に男女が参画する社会を目指します。

■ 基本目標Ⅲ 人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備

男女が個人としての人権を尊重し、互いの身体的特性を理解し合いながら、安心して暮らせる社会を目指します。

4 目標値の考え方

計画の達成度や主な事業の進捗状況を定期的に把握・評価し、施策の推進における課題等を見出し、効果的に計画を推進するため、成果指標を設定します。

成果指標

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革

成果指標	過去値 (平成23年度)	現在値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)
1 男女の家事・育児・介護時間の割合 (男：女)	—	—	1：4
2 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に対する肯定的な市民の割合	9.4%	7.2%	5%

基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の推進

成果指標	過去値 (平成23年度)	現在値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)
3 女性の就業率（25～44歳まで）	60.2% (H22)	60.8% (H27)	62%
4 民間企業の管理職に占める女性の割合 (課長相当職)	—	—	16%
5 男性の育児休業取得率	4.8% (H24)	5.8% (H27)	13% (H31まで)
6 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動 計画策定中小企業数	—	38企業	累計100企業
7 社会活動に参加する割合※2	49.8%	—	63%
8 審議会等委員に占める女性の割合	25.1%	24.6%	30%
9 本市職員の管理職に占める女性の割合	6.5%	10.8%	15% (H31まで)

第3章 計画の基本的な考え方

基本目標Ⅲ 人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備

成果指標	過去値 (平成23年度)	現在値 (平成28年度)	目標値 (平成34年度)
10 この1年間に配偶者から暴力を受けたことのある女性の割合	15.9%	18.3%	0%に近づける
11 L G B Tの言葉の認知度	—	41.0%	50%

※2 PTA, 生涯学習, スポーツ, NPO, ボランティア活動など

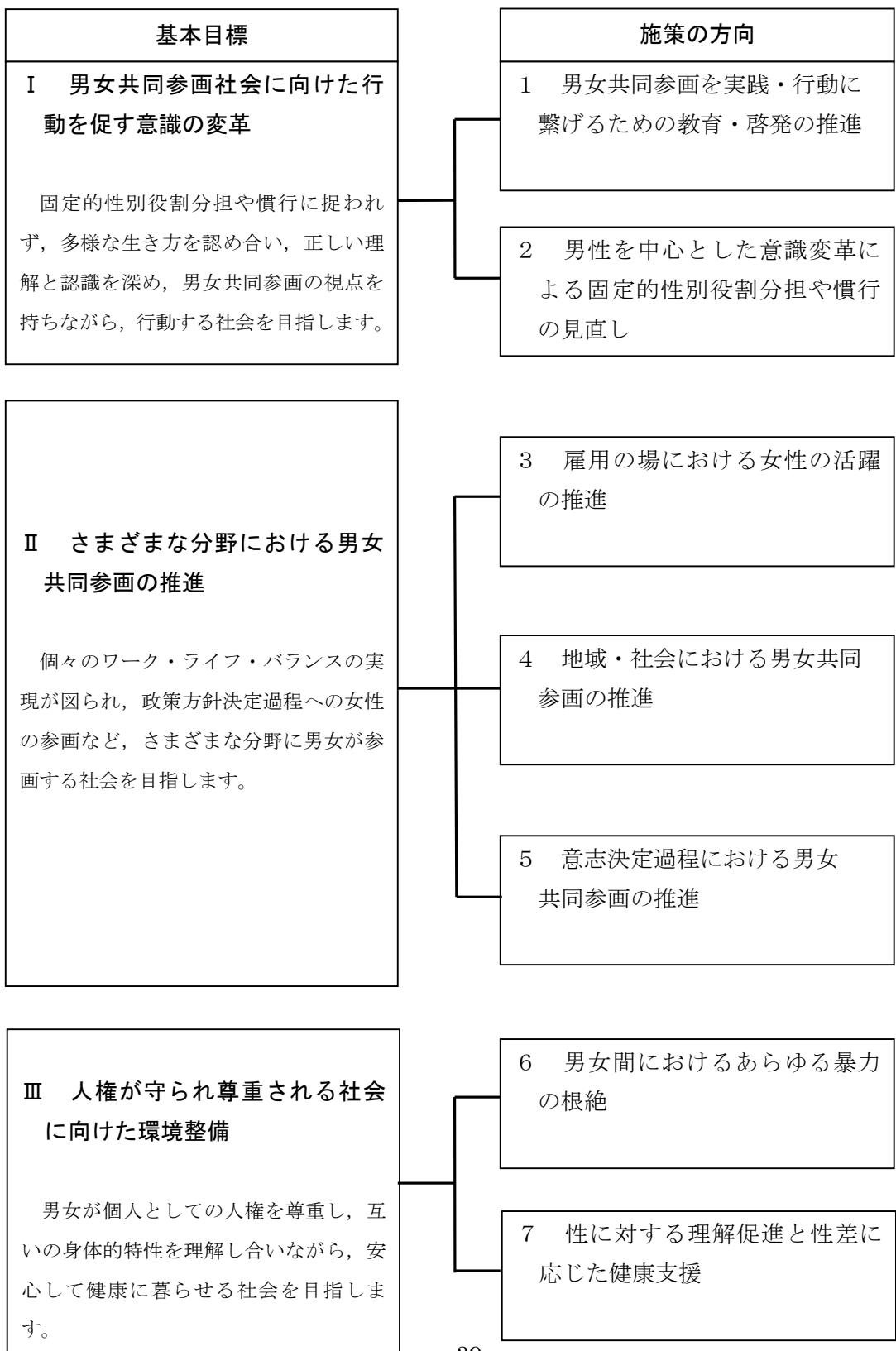
5 重点施策の考え方

「第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」に掲げる基本目標の実現に向けて、下記の施策を「重点施策」として定め、取り組みます。

本市、第3次行動計画の取組において、課題として抽出され、より積極的な取組が求められている施策や国、県の計画や動きを勘案したうえで、課題として対応すべき施策、上位にある基本目標のみならず、その他の基本目標などに影響を与える、波及効果の高い施策等の観点から、重点施策を設定します。

第4章 施策の展開

1 計画の体系



施策番号	重点施策	女性活躍推進法対応	施 策
1			男女共同参画の教育の推進
2			男女共同参画についての広報啓発活動
3	●	★	男性自身の意識の変革による家庭参画の促進
4			男性シニア層を中心とした固定的性別役割分担の解消
5		★	女性の活躍に向けた人材育成支援
6	●	★	仕事と子育てや介護等との両立支援
7	●	★	働きやすい職場環境整備に向けた支援
8	●	★	女性のチャレンジへの支援
9			地域における男女共同参画の推進
10	●	★	市の政策・方針決定過程における女性の登用促進
11		★	自営の商工業や農業・林業従事者、地域等における方針決定への女性の参画促進
12	●		配偶者や恋人からの暴力対策の推進（DV対策基本計画）
13			女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止
14			性についての理解促進
15			性差に応じた健康支援

2 計画の施策と事業

基本目標	施策の方向	施 策			事 業		
		重点施策	女性活躍進法	施策の名称	方向性	No.	事業の名称 ◆印は「継続事業」のうち、「男女共同参画行動計画」に初めて計上された事業
I 男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革	1 男女共同参画意識を実践・行動に繋げるための教育・啓発の推進			①男女共同参画の教育の推進	継続	1	小・中・高・大学生等への出前講座の実施
					継続	2	本市職員への人権研修、ハラスメント防止研修の実施
					継続	3	男女共同参画の視点を踏まえた保育研修会の実施
					継続	4	人権教育研修会の実施
					継続	5	小学生への男女共同参画の啓発
					継続	6	小・中学生へのキャリア教育の実施
					新規	7	女子学生へのキャリア教育支援
				②男女共同参画についての広報・啓発活動	継続	8	市民への広報・啓発活動の実施
					継続	9	市民への男女共同参画の啓発の実施
					継続	10	男女共同参画ニュースの発行
					継続	11	男女共同参画表現ガイドラインの周知
					継続	12	活躍している女性の情報発信
					継続	13	親学と子どもの情報誌「こどもるっくる」の充実
			● ★	③男性自身の意識の変革による家庭参画の促進	拡充	14	男性の家庭参画促進講座等の実施
					継続	15	ママパパ学級の実施
					継続	16	家族経営協定締結促進事業
					継続	17	男性シニア層を中心とした男女共同参画推進講座の実施
II さまざまな分野における男女共同参画の推進	3 雇用の場における女性の活躍の推進		★	⑤女性の活躍に向けた人材育成支援	継続	18	女性のためのキャリアアップ講座等の実施
					継続	19	中小企業の一般事業主行動計画策定支援◆
			● ★	⑥仕事と子育てや介護等との両立支援	継続	20	一時預かり事業の実施
					継続	21	教育・保育施設・地域型保育事業による供給体制の確保
					継続	22	延長保育事業の実施
					継続	23	病児保育事業の実施
					継続	24	発達支援児保育の推進
					継続	25	ファミリーサポートセンター事業の実施
					継続	26	宮っ子ステーション事業の充実
					拡充	27	仕事と育児・介護等の両立に向けた意識啓発講座等の実施
					継続	28	結婚活動支援事業の実施
					継続	29	介護保険事業の着実な実施
					継続	30	家族介護教室の実施◆
			● ★	⑦働きやすい職場環境整備に向けた支援	継続	31	男女共同参画推進事業者表彰(きらり大賞)の実施
					新規	32	事業所における従業員の健康づくりの促進
					継続	33	勤労者向けWLB啓発セミナーの実施◆
					拡充	34	WLB実践ガイドブックの配布
					継続	35	労働環境啓発冊子の作成・配布
					継続	36	「宇都宮まちづくり貢献企業認証制度」の認証

第4章 施策の展開

<p>4 地域・社会における男女共同参画の推進</p> <p>5 意思決定過程における男女共同参画の推進</p> <p>III 人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備</p>	<p>● ★ ⑧女性のチャレンジへの支援</p> <p>● ★ ⑨地域における男女共同参画の推進</p> <p>● ★ ⑩市の政策・方針決定過程における女性の登用促進</p> <p>★ ⑪自営の商工業や農業・林業従事者、地域等における方針決定への女性の参画促進</p> <p>● ⑫配偶者や恋人からの暴力対策の推進(DV 対策基本計画)</p> <p>● ⑬女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止</p> <p>● ⑭性についての理解促進</p> <p>● ⑮性差に応じた健康支援</p>													
		継続	37	中小企業の一般事業主行動計画策定支援◆										
		新規	38	多様で柔軟な働き方の推進										
		継続	39	労働相談の実施◆										
		継続	40	勤労者健全育成事業補助金◆										
		新規	41	オフィス系企業立地補助金										
		継続	42	女性向け就職情報の提供										
		継続	43	プチ起業講座の実施◆										
		新規	44	女性チャレンジショップの実施										
		継続	45	女性再就職マッチング事業◆										
		継続	46	自立支援給付金事業◆										
		継続	47	学び直しの支援◆										
		継続	48	市民企画講座の実施										
		拡充	49	防災活動や災害発生時における男女共同参画の推進										
		新規	50	まちづくり活動応援事業										
		継続	51	親学出前講座の充実										
		継続	52	生涯学習センターとの連携による男女共同参画推進講座等の実施◆										
		継続	53	審議会・委員会等への女性登用促進										
		拡充	54	女性のためのリーダー養成講座の実施										
		継続	55	本市の女性職員へのキャリア・アップ研修の実施◆										
		継続	56	本市管理職等職員へのキャリア支援研修の実施◆										
		継続	57	管理職・役員等への女性登用促進に向けた啓発										
		継続	58	DV の未然防止対策の推進										
		継続	59	相談体制の充実										
		継続	60	緊急時における被害者の安全の確保										
		継続	61	被害者の自立支援体制の充実										
		継続	62	関係機関等との連携・協働によるDV対策の推進										
		継続	63	セクハラ等被害防止啓発の実施										
		継続	64	性暴力・性的被害等の未然防止◆										
		継続	65	ストーカー被害者等に対する相談体制の充実と被害防止のための啓発◆										
		新規	66	青少年の性的被害未然防止の啓発										
		新規	67	SNS を通した被害等の未然防止										
		継続	68	性教育サポート事業の実施										
		継続	69	エイズ予防啓発普及活動の実施										
		継続	70	性といのちの健康教育の実施										
		新規	71	LGBTに関する理解促進										
		継続	72	性差に応じた健康についての理解促進◆										
		継続	73	がん検診の実施										
		継続	74	女性の健康力アップ事業の実施										
		拡充	75	妊娠婦健康診査の実施										
		継続	76	不妊に悩む人への支援										
		継続	77	こころの健康づくり対策◆										
		継続	78	産後ケア事業等の実施◆										

3 施策の具体的な展開

基本目標I 男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革

施策の方向1 男女共同参画を実践・行動に繋げるための教育・啓発の推進

学校教育を除く社会の様々な分野においては、依然として男性が優遇されていると感じている市民の割合が高く、男女共同参画社会を実現するためには、引き続き男女共同参画の意義を理解させるとともに、学んだ知識を、実践・行動に繋げていくことが必要です。

このため、男女が社会における対等な構成員であることを理解した上で、一人ひとりが望む生き方を選択し、個性や能力を最大限に發揮しながら自立して生きていけるよう、男女共同参画の必要性について認識を深めるとともに、キャリア形成に繋がる取組を推進していきます。

施策1 男女共同参画の教育の推進

事業番号	事業	担当課
1	小・中・高・大学生等への出前講座の実施 一人ひとりが男女共同参画意識を持って行動できるためには、基本的な人間性や社会性を身に着ける時期からの継続的な教育が重要であることから、小学生～大学生に対し男女共同参画について学ぶ機会として出前講座を実施する。	男女共同参画課
2	本市職員への人権研修、ハラスメント防止研修の実施 市職員の人権及び男女共同参画意識の醸成を図るため、新採用職員や監督職等を対象に人権研修及びハラスメント防止研修を実施する。	人事課 男女共同参画課
3	男女共同参画の視点を踏まえた保育研修会の実施 子どもの頃から男女共同参画意識を醸成するため、男女共同参画の視点を踏まえた保育がなされるよう、幼児教育に携わる保育士を対象に研修会を実施する。	男女共同参画課 保育課
4	人権教育研修会の実施 本市立小・中学校の教育活動における人権教育の充実を図るため、各学校の人権教育主任等の教員が、本市や県が開催する人権教育研修会において、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動の在り方等について学ぶ研修会を実施する。	学校教育課

第4章 施策の展開

5	小学生への男女共同参画の啓発 基本的な人間性や社会性を身に付ける時期から、男女共同参画についての意識の醸成を図るため、子ども向けのパンフレットを活用した啓発を実施する。	男女共同参画課
6	小・中学生へのキャリア教育の実施 児童生徒一人一人のキャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てるため、家庭や学校など身近な人々の職業や生き方を理解させたり、地域で働く人の職場見学や体験等を実施したりする。その際、個性や能力、興味等を大切にする考え方についても指導する。	学校教育課
7	新規 女子学生へのキャリア教育支援 女子中高生の理系分野への興味・関心を高め、性別に偏りのない職業選択を支援するための講座を実施する。	男女共同参画課

施策2 男女共同参画についての広報・啓発活動

事業番号	事 業	担当課
8	市民への広報・啓発活動の実施 男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画推進月間、DV根絶強化月間などの啓発強化期間を中心に、広報紙やパネル展等を行い、重点的・集中的に啓発活動を実施する。	男女共同参画課
9	市民への男女共同参画の啓発の実施 男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画推進の拠点である男女共同参画推進センターの事業やセンターで活動する団体などについて、情報誌やFacebookを活用して、広く市民に周知する。	男女共同参画課
10	男女共同参画ニュースの発行 市職員の男女共同参画意識を高めるため、また、審議会等への女性登用に向けた理解促進や、市職員のワーク・ライフ・バランスへの取組促進などを図るため、府内LANを利用して男女共同参画に関する情報を提供する。	男女共同参画課
11	男女共同参画表現ガイドラインの周知 刊行物等において男女共同参画の視点に配慮した文章やイラスト等の表現となるよう、具体的な表現事例を示した「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」などを市ホームページで周知・啓発を図るとともに、府内ランで市職員にも周知・徹底する。	男女共同参画課

第4章 施策の展開

1 2	活躍している女性の情報発信 女性が個性と能力を十分に發揮し、新しい発想や多様な能力を活かして、さまざまな分野へチャレンジする意欲の向上を図るため、身近なチャレンジ事例を広く紹介する。	男女共同参画課
1 3	親学と子どもの情報誌「こどもるっくる」の充実 子どもの健やかな成長のために、保護者に知っておいてほしいことや、学んでほしいこと、親学に関する事業等を伝えるとともに、子どもたちの体験活動を推進するために、土日や長期休業中に、子どもが参加できる各種講座・イベント、ボランティア活動等に関する情報を提供する。	生涯学習課

基本目標I 男女共同参画社会に向けた行動を促す意識の変革**施策の方向2 男性を中心とした意識変革による固定的性別役割分担や慣行の見直し**

市民意識調査によると、性別による固定的な性別役割分担意識は、男性に根強く残っていますが、女性ほど社会の中で男性が優遇されているとは感じていません。しかし、共働き世帯の増加や非婚化、父子家庭の増加などにより、これまで女性中心の問題とされていた介護や育児と仕事の両立は、今後、男性にとっても深刻な問題となり、また、女性の社会参画を促進するうえでも、男性の家庭参画が一層求められています。

このようなことから、男性を中心に、固定的な性別役割分担意識の解消や長時間労働を是とする仕事中心の生活意識の変革を促す取り組みを推進します。

施策3 男性自身の意識の変革による家庭参画の促進重点施策 女性活躍推進法対応

事業番号	事業	担当課
14	男性の家庭参画促進講座等の実施 男性の家庭参画を促進するため、幼い子を持つ父親のみならず、将来、父親となる独身男性も対象に加え、講座等の実施や広報・啓発活動を行う。	男女共同参画課
15	ママパパ学級の実施 安心して妊娠期を過ごし、安全な出産を迎えるため、夫婦や家族が協力して子育てできるよう、妊婦とその夫を対象に、保健師・助産師などが講師となって、妊娠・出産・育児についての講話や実習を実施する。	子ども家庭課
16	家族経営協定締結促進事業 農業における労働・生活環境の改善と女性の社会的地位の向上を目指し、家族経営協定の推進会議、各戸訪問等を関係機関との連携により実施し、家族経営協定の締結の浸透を図る。	農業委員会 事務局

施策4 男性シニア層を中心とした固定的性別役割分担の解消

事業番号	事業	担当課
17	男性シニア層を中心とした男女共同参画推進講座の実施 男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画をテーマに講演や講座を実施する。	男女共同参画課

基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の推進**施策の方向3 雇用の場における女性の活躍の推進**

働く女性は増えましたが、中途退職する理由として、結婚・出産・育児と仕事の両立が困難という理由が上位を占めており、子育て後の再就業においても、非正規職員である割合が高いなど、キャリアの継続やキャリアアップが難しい状況におかれています。

このため、働き続けることを希望する女性が働き続けられ、持てる才能を活かし活躍できる環境を整えることが必要であり、引き続き保育や介護など福祉サービスの充実を図るとともに、事業所における働き方改革を促進し、仕事と生活の両立が図れる働きやすい職場環境整備に向けた支援に取り組みます。

施策5 女性の活躍に向けた人材育成支援 女性活躍推進法対応

事業番号	事業	担当課
18	女性のためのキャリアアップ講座等の実施 男女共同参画についての理解を深め、意識の高揚を図るため、男女共同参画をテーマに講演や講座を実施する。	男女共同参画課
19	中小企業の一般事業主行動計画策定支援 働きやすい職場環境とするため、職場環境改善や多様な働き方の実現に向けた取組や、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する中小企業に対しコンサルタント派遣等の支援を行う。	男女共同参画課

施策6 仕事と子育てや介護等との両立支援重点施策 女性活躍推進法対応

事業番号	事業	担当課
20	一時預かり事業の実施 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児の保育を行うことにより児童の福祉の増進を図る。	保育課
21	教育・保育施設・地域型保育事業による供給体制の確保 教育・保育を必要とするすべての子どもに適切な教育・保育サービスを提供し、待機児解消を図るため、認定こども園、保育所、幼稚園、地域型保育事業などの事業による供給体制の確保を図る。	保育課
22	延長保育事業の実施 保護者の就労形態の多様化や通勤時間等に伴う保育需要に対応するために、通常の利用時間以外の時間において保育所等で保育を実施することで、児童の福祉の増進を図る。	保育課

第4章 施策の展開

2 3	病児保育事業の実施 病気及び病気の回復期にあたる集団保育の困難な児童を一時的に施設において保育を行い、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成を図る。	保育課
2 4	発達支援児保育の推進 保護者の就労や疾病等により保育を必要とする心身に障がいを有する児童を、認定こども園や保育所等において、教育・保育を提供できる体制をつくる。	保育課
2 5	ファミリーサポートセンター事業の実施 一時的又は臨時に子どもを預けることで、仕事その他の活動と育児を両立できる環境整備や、児童の福祉の向上を図るために、協力会員（育児の援助を行うことを希望する者）と依頼会員（育児の援助を受けることを希望する者）が相互に援助しあう、地域に根ざした子育て活動を支援する。	子ども未来課
2 6	宮っ子ステーション事業の充実 放課後等における児童の健全育成を図るため、留守家庭児童の生活の場である「子どもの家等事業」と体験や交流活動などを行う「放課後子ども教室事業」を一体的に実施し、子どもたちが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを行う。	生涯学習課
2 7	仕事と育児・介護等の両立に向けた意識啓発講座等の実施 仕事と生活が充実し好循環を生み出す環境づくりに向けて、「仕事と育児・介護等の両立」をテーマに、介護離職を予防するため、介護保険制度の周知等の講座等を実施する。	男女共同参画課
2 8	結婚活動支援事業の実施 結婚を希望する独身男女が幸せな家庭を築きながら、仕事も責任も分かち合い、共生できる社会を実現するため、結婚観の意識の醸成や結婚の希望を叶える支援等を行う。	男女共同参画課
2 9	介護保険事業の着実な実施 高齢者等が、住み慣れた地域で、いつまでも安心して自立した生活が送れるよう介護保険事業を着実に実施するとともに、制度の利用方法やサービス内容について情報提供を行う。	高齢福祉課
3 0	家族介護教室の開催 要介護高齢者の状態の維持・改善を図り、介護者が安心して介護が続けられるよう、適切な介護知識・技術習得のための講話及び講習や、介護に関する相談窓口の紹介、介護者同士の情報交換等を行う。	高齢福祉課

施策7 働きやすい職場環境整備に向けた支援重点施策 女性活躍推進法対応

事業番号	事業	担当課
3 1	男女共同参画推進事業者表彰（きらり大賞）の実施 男女がともに参画できる社会づくりの促進を図るため、性別にかかわりなく個性と能力を発揮できる働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる事業者を称え表彰する。	男女共同参画課
3 2	新規 事業所における従業員の健康づくりの促進 事業主や健康管理担当者を対象とした講演会や研修会による啓発により、働く世代の健康づくりに対する意識を高めるとともに、従業員等を対象とした健康に関する講座の開催や健康情報の提供などを実施する。	健康増進課
3 3	勤労者向けWLB啓発セミナーの実施 勤労者自身が働き方を見直し、WLBを推進するきっかけとなるよう、勤労者を対象とした啓発セミナーを実施する。	男女共同参画課
3 4	WLB実践ガイドブックの配布 市内各事業所におけるWLBの実現に向けた雇用環境の整備やその取組を促すため、WLBの取組に加え、労働法や労働環境改善策に係る知識の普及に繋がる有効な各種情報をまとめたガイドブックを事業所訪問等において配布する。	男女共同参画課
3 5	労働環境啓発冊子の作成・配布 雇用促進と労働環境の向上を図るため、雇用・労働に関する各種制度や事業、勤労者のための福利厚生制度に関する冊子を作成・配布し周知啓発を行う。	商工振興課
3 6	「宇都宮まちづくり貢献企業認証制度」の認証 企業・市民・行政の協働によるまちづくりのため、CSR（企業の社会的責任）活動に取り組む企業を対象に、「宇都宮まちづくり貢献企業」（認証内容の一つにWLBを設定）を認証する。	商工振興課
3 7	中小企業の一般事業主行動計画策定支援（再掲） 働きやすい職場環境とするため、職場環境改善や多様な働き方の実現に向けた取組や、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定する中小企業に対し、コンサルタント派遣等の支援を行う。	男女共同参画課
3 8	新規 多様で柔軟な働き方の推進 勤労者個々人の事情や仕事の内容に応じて、テレワークなど、多様で柔軟な働き方が選択できるよう、企業に対し、好事例の紹介などを通じた啓発、働きかけを行う。	男女共同参画課 商工振興課

第4章 施策の展開

3 9	労働相談の実施 個別労使紛争の早期かつ円満な解決を図るため、労働に関する諸問題について社会保険労務士等が総合的に相談に応じる相談会を実施する。	商工振興課
4 0	勤労者健全育成事業補助金 市内勤労者の健全な育成を図るため、市内に事業所のある中小企業の集合体又は労働組合の集合体が勤労者の健全な育成に必要な事業を実施する場合の費用の一部を補助する。	商工振興課
4 1	新規 オフィス系企業立地補助金 本市に新たに進出し、事務職を雇用する営業所・支店、コールセンター等の「オフィス系企業」を対象に、家賃や地元雇用促進に対する支援策の充実を図り、更なる企業の集積や女性を中心とした雇用の受け皿を確保する。	産業政策課

基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の推進

施策の方向 4 地域・社会における男女共同参画の推進

近年発生した大震災時の対応等に見られるように、地域社会が抱える課題の解決には、その構成員である男女双方の視点を踏まえた対応が不可欠であり、平常時から、地域・社会における男女共同参画を推進していくことは危機管理としても重要といえます。

このようなことから、先進的な事例の紹介や女性が活躍できる場の提供などにより、男女共同参画意識の醸成、地域社会における活躍を促す事業を展開してまいります。

また、様々な理由により、働く意欲をもちながら就業していない女性が活躍できるよう、ライフスタイルにあった働き方につながる支援に取り組みます。

施策 8 女性のチャレンジへの支援 重点施策 女性活躍推進法対応

事業番号	事業	担当課
4 2	女性向け就職情報の提供 女性が社会のさまざまな分野で能力を発揮し、活躍できるよう、就職情報を提供する。	男女共同参画課
4 3	チ起業講座の実施 女性の起業を支援するため、起業の基本的知識を学ぶ講座を実施する。	男女共同参画課

第4章 施策の展開

4 4	新規 女性チャレンジショップの実施 女性の起業を後押しするため、「将来的に自分のお店を持ちたい」と考えている女性に対し、実践を学ぶ機会を提供する。	男女共同参画課
4 5	女性再就職マッチング事業 出産・育児等を理由に離職した女性求職者の再就職を促進するため、就職に必要なスキルや知識を身に付ける講座の実施から就職斡旋までを一連の流れでサポートするマッチング事業を実施する。	商工振興課
4 6	自立支援給付金事業 ひとり親の主体的な能力開発の支援及び就業に有利な資格取得を容易にするため、教育訓練対象講座費用の一部助成や修業中の生活費の負担軽減のための給付等を行う。	子ども家庭課
4 7	学び直しの支援 社会の変化に対応するための学び直しを支援するため、大学や専門学校等の実施する公開講座等の情報提供などを行う。	生涯学習課

施策9 地域における男女共同参画の推進

事業番号	事業	担当課
4 8	市民企画講座の実施 男女共同参画推進団体として活動する団体と講座の運営を協働で行うことにより、団体活動を促進し支援する。	男女共同参画課
4 9	防災活動や災害発生時における男女共同参画の推進 「宇都宮市地域防災計画」に基づき、女性や要配慮者等の多様な視点に配慮した避難所運営ができるよう、平常時より地域と行政との連携体制を構築するとともに、男女共同参画の視点からの啓発講座や出前講座等を実施し、その視点の重要性について啓発する。	危機管理課 男女共同参画課
5 0	新規 まちづくり活動応援事業 まちづくり活動への参加者の増加や活発化を図るため、スマートフォンを活用してまちづくり活動の情報発信と入手ができる仕組みをつくるとともに、活動への参加に対してポイントを付与し、活動参加のきっかけを創出する。	みんなでまちづくり課
5 1	親学出前講座の充実 保護者の家庭教育に対する意識の高揚を図り、もって家庭の教育力の向上を図ることを目的として、学校や保育園、幼稚園、サークル等からの要請により、保護者の集まる機会に、職員等が親学に関する講座を実施する。	生涯学習課

第4章 施策の展開

5 2	<p>生涯学習センターとの連携による男女共同参画推進講座等の実施</p> <p>各地域における生涯学習活動において、男女共同参画についても学ぶ機会を増やすため、生涯学習センターと男女共同参画推進センターの共催による講演会の実施や、男女共同参画推進センターが講座プログラム等を提供する。</p>	<p>男女共同参画課 生涯学習課</p>
-----	---	---------------------------------

基本目標Ⅱ さまざまな分野における男女共同参画の推進**施策の方向5 意思決定過程における男女共同参画の推進**

誰にとっても生きやすく住みやすい社会の実現のためには、男女が社会における対等な構成員として意思決定過程に参画することが求められます。こうしたなか、本市においては、審議会等の行政組織や地域組織等において意思決定に関わる委員や役員など、女性の比率が全国と比べても低いことから、審議会・委員会等の委員や、自営の商工業や農業・林業従事者においても役員等への女性の登用促進が求められています。

このため、意思決定過程に参画し、活躍できる人材の発掘・育成に努めるとともに、積極的に女性を推薦できる仕組みについて検討していきます。

施策10 市の政策・方針決定過程における女性の登用促進**重点施策 女性活躍推進法対応**

事業番号	事業	担当課
5 3	審議会・委員会等への女性登用促進 審議会や委員会等における女性委員の割合を高め、男女がともに政策や方針などの意思決定の場に参画できるようするため、男女共同参画推進センター等において公募委員の募集情報を積極的に周知する。また、女性の登用促進のための仕組みの検討や、庁内関係各課に働きかけを行う。	男女共同参画課
5 4	女性のためのリーダー養成講座の実施 男女がともに政策や方針などの意思決定の場に参画できるよう、地域や団体等で活躍する女性リーダーを養成するための講座を開催する。	男女共同参画課
5 5	本市女性職員へのキャリア・アップ研修の実施 将来の女性リーダー育成を視野に、女性職員のキャリア意識の醸成とモチベーションの向上、女性リーダーに求められるスキル等の習得を図るため、女性職員のキャリア・アップ研修を実施する。	人事課
5 6	本市管理職職員へのキャリア支援研修の実施 女性職員が仕事と生活の両立を図り、更なる活躍につなげるため、重要な役割を担う管理職等が女性の部下のキャリア支援に必要な考え方や知識の習得を図るため、女性活躍推進キャリア支援研修を実施する。	人事課

施策 11　自営の商工業や農業・林業従事者、地域等における方針決定への女性の参画促進
女性活躍推進法対応

事業番号	事業	担当課
57	管理職・役員等への女性登用促進に向けた啓発 管理職や役員等、意思決定の場における女性の参画を促進するため、男女が共に参画することの意義や重要性などを分かりやすく示した資料（パンフレット等）を作成・配布し、企業や地域に周知・啓発する。	男女共同参画課

基本目標Ⅲ 人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備**施策の方向6 男女間におけるあらゆる暴力の根絶**

本市においては、DV 対策に早期に取り組み、継続的な啓発により市民の認知度も高まり、未然防止から被害者の支援までのしくみは整備されました。しかし、被害を受けながら、だれにも相談せず我慢している女性もいることから、相談窓口のさらなる周知を図るとともに、引き続き、相談から自立に向けた切れ目ない支援に取り組んでいく必要があります。

一方、近年、特に、若年層の被害が目立ってきており、SNSを通じた性暴力・性犯罪については、問題認識や、被害者に対する相談支援についての周知が十分とは言えない状況にあることから、若者やその保護者を対象とする性暴力・性犯罪に対する認識を高め、被害者や加害者にならないための啓発に取り組んでいきます。

※ DV 対策の具体的な事業については、本計画の下位の分野別計画である「宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」（平成26年3月策定、平成30年度改定予定）に準ずるものとし、事業の進行管理等を行います。

施策12 配偶者や恋人からの暴力対策の推進重点施策

事業番号	事業	担当課
58	DVの未然防止対策の推進	男女共同参画課
59	相談体制の充実	男女共同参画課
60	緊急時における被害者の安全の確保	男女共同参画課
61	被害者の自立支援体制の充実	男女共同参画課
62	関係機関等との連携・協働によるDV対策の推進	男女共同参画課

第4章 施策の展開

施策 1.3 女性に対する性暴力・性犯罪被害等の未然防止

事業番号	事業	担当課
6.3	<p>セクハラ等被害防止啓発の実施</p> <p>セクハラ等の女性に対する被害を防止するため、企業に対するセクハラ等被害防止啓発チラシの配布や男女共同参画推進週間、月間等において啓発パネル展を実施するなど、啓発を実施する。</p>	男女共同参画課
6.4	<p>性暴力・性的被害等の未然防止</p> <p>「AV出演強要・『JKビジネス』等に関する被害防止」に向けた注意を呼びかけるため、強化月間等に合わせて、市のホームページ等の各種媒体を活用した周知啓発を行うとともに、とちぎ性暴力被害者サポートセンター（とちエール）や警察等と連携を図りながら未然防止に努めていく。</p>	男女共同参画課
6.5	<p>ストーカー被害者等に対する相談体制の充実と被害防止のための啓発</p> <p>ストーカー被害者等に対し、被害者の状況に応じた相談支援を行うことが重要であることから、虐待・DV対策連携会議等において、被害の相談を受けた際の支援手順や部署間の連携を確認し、相談体制の充実を図るとともに、被害にあわないよう防犯講習会などにおいて周知に努める。</p>	男女共同参画課 生活安心課
6.6	<p>新規 青少年の性的被害未然防止の啓発</p> <p>JKビジネス等新たな形態の「性の商品化」による被害者が若年女性が多く、被害者は、長期間にわたって心身の安定を損ない、社会参加が困難なることがあるため、中高生やその保護者に対して、新しい形態の性の商品化に関する情報提供や被害者にならないための周知啓発を行う。</p>	青少年自立支援センター
6.7	<p>新規 SNSを通した被害等の未然防止</p> <p>SNSを利用した異性とのトラブルや性的な被害は、メディアの特性から、専門的な知識がないとその情報の削除は難しく、当事者以外にも広がり、被害者が受ける精神的ダメージは大きく、立ち直りが難しい。このため、子どもや保護者とともに、広く一般に対してもSNS利用についての注意喚起を行う。</p>	男女共同参画課 学校教育課

基本目標Ⅲ 人権が守られ尊重される社会に向けた環境整備**施策の方向7 性に対する理解促進と性差に応じた健康支援**

男女共同参画社会を実現し、全ての人が個性を生かし能力を発揮していくためには、健康であること、そして、互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重し、思いやりをもって生きていくことが前提といえます。

特に女性は、妊娠・出産や女性特有の疾患等、ライフステージにおいて留意すべき点もあるなど、それぞれの性差に応じた健康管理に十分配慮する必要があります。

このため、自分の性について理解し、性と健康を守る自己決定能力を高めるとともに、他者についても理解し、尊重しあえるよう、性や健康に関する正しい知識や情報を提供し、性差やライフステージに応じた理解促進と健康支援に取り組んでいきます。

施策14 性についての理解促進

事業番号	事業	担当課
68	性教育サポート事業の実施 人工妊娠中絶の現状や心身への影響等についての認識を深め、適切な意思決定や行動選択ができるようにするために、市内全校の中学生を対象に、専門的立場の産婦人科医による講話を年1回度実施する。	学校健康課
69	エイズ予防啓発普及活動の実施 エイズ・性感染症に関する正しい知識を普及啓発し、市民一人ひとりが自分の問題としてとらえ、感染しない、感染させないための行動がとれるようにするとともに、エイズに対する誤解・偏見のない社会づくりを推進するため、講演会や学校等におけるパンフレットの配布などの啓発活動を実施する。	保健予防課
70	性といのちの健康教育の実施 思春期の若者を対象に、性と健康に関する正しい知識や情報を提供し、若者自身の性と健康を守る自己決定能力を育てるため、小・中・学生を対象とした保健師等による性といのちの健康教育を実施する。	子ども家庭課
71	新規 L G B Tに関する理解促進 近年、国内においての関心が高まっているL G B Tについて、市のホームページやリーフレット、人権週間などを活用した正しい情報提供と理解促進を図るとともに、当事者に対する相談窓口の周知を行う。	男女共同参画課 学校教育課

施策 15 性差に応じた健康支援

事業番号	事業	担当課
7 2	性差に応じた健康についての理解促進 男女がともに身体的特性について正しい情報を入手し理解し合い、生涯を通じて健康を享受できるよう、性差に応じた健康講座を実施する。	男女共同参画課
7 3	がん検診の実施 健康に関する関心を高め、男女の身体的特性を理解するとともに、がんの早期発見・早期治療を促進するため、がん検診を実施する。	健康増進課
7 4	女性の健康力アップ事業の実施 女性の健康に関する知識の向上と、女性を取り巻く健康問題に対する社会的関心を高めるため、厚生労働省が主唱する女性の健康週間に併せて、パネル展示や健康教育等を実施する。	健康増進課
7 5	妊産婦健康診査の実施 妊娠中に限らず、出産後も母親の生活環境は大きく変化するため、心身の不調が現れ、職場復帰や再就職を考えても断念するなど、産後うつは、女性が就業を継続し、活躍する上での影響が大きい問題であることから、これまでの妊婦健康診査に加え、産後2週目と1か月目の産婦検診時に産後うつ検査を実施し、異常の予防・早期発見・早期治療を支援する。	子ども家庭課
7 6	不妊に悩む人への支援 子どもに恵まれず不妊治療を受けている夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、医療保険適用外の不妊治療費の一部を助成する。	子ども家庭課
7 7	こころの健康づくり対策 こころの健康の保持増進を図るため、精神保健に関する正しい知識の普及啓発につとめ、精神疾患の早期発見、早期治療につなげるとともに、市民が健康で生きがいを持った生活ができるよう事業を推進する。	保健予防課
7 8	産後ケア事業等の実施 出産直後の母子への心身ケアや育児のサポートを行うため、産後うつの疑いのある母親に対し、宿泊・通所・訪問等による支援を実施する。	子ども家庭課

第5章 計画の推進

1 市民、事業者、関係団体等との協働

市民、事業者、男女共同参画推進団体等の主体的な取組を支援するとともに、それぞれと連携・協働しながら施策・事業に取り組みます。

2 宇都宮市男女共同参画推進センター「アコール」を中心とした男女共同参画の推進

宇都宮市男女共同参画推進センター「アコール」は、本市の男女共同参画の推進拠点として、以下の4つの機能のもと、関係機関・団体等と連携し各種事業を行います。

- (1) 男女共同参画の推進に関する講座や講演会及び研修会を開催します。
- (2) 男女共同参画の推進に関する相談に応じ、指導を行います。
- (3) 男女共同参画の推進に関する活動を行う市民、事業者又は民間団体の交流を促進します。
- (4) 男女共同参画の推進に関する情報の収集・提供、学習活動支援等を充実します。

☆愛称「アコール」

- ・平成29年度、市民により親しまれるセンターを目指し、愛称募集を行い、決定したセンターの愛称（平成29年10月25日公表）
- ・フランス語で「和音」を意味し、一人ひとりの多様な個性が寄り添い、重なり合って、相乗効果をもたらしながら、新たなハーモニーを醸成していくイメージを、男女共同参画社会に向けた思いにつなげたもの

3 推進体制

(1) 宇都宮市男女共同参画推進委員会の設置

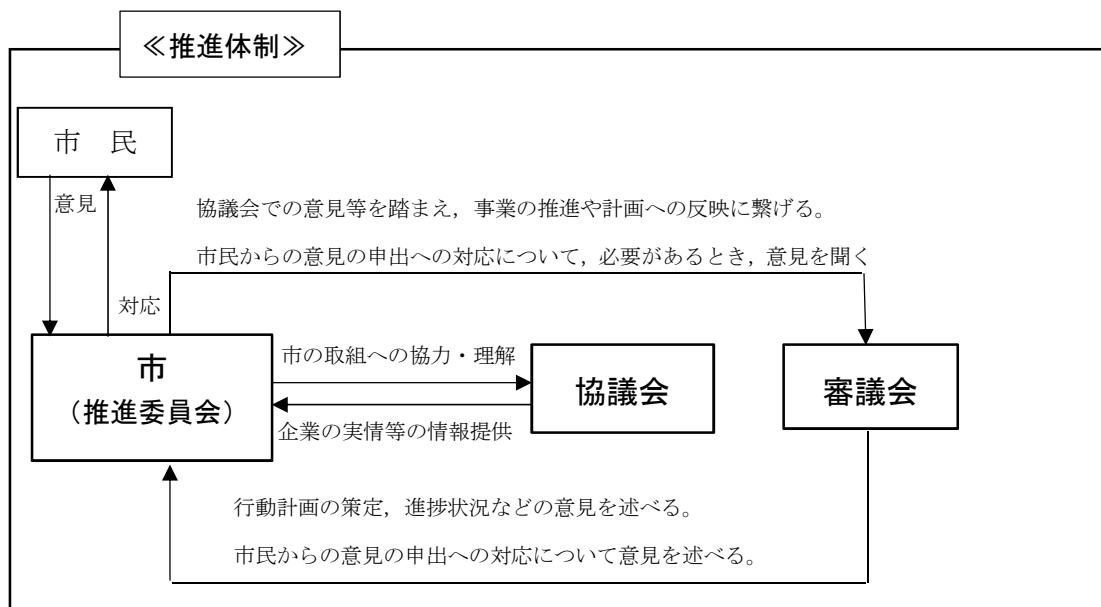
行動計画の策定及び推進、その他男女共同参画に関する施策等について検討するため、府内関係部署から成る「男女共同参画推進委員会」を設置します。

(2) 宇都宮市男女共同参画審議会の設置

行動計画の策定又は変更、進捗状況や男女共同参画の推進に関する事項に対し意見を述べるため、学識経験者や関係機関、公募の市民などで構成する「宇都宮市男女共同参画審議会」を設置します。

(3) (仮称) 宇都宮市女性活躍推進協議会の設置

本市における女性活躍推進に関する取組を効果的かつ円滑に推進していくため、行政と関係機関・団体等が連携のうえ、地域における様々なネットワークを形成し、地域の実情を踏まえた女性活躍の取組について協議を行う組織として、「(仮称) 宇都宮市女性活躍推進協議会」を設置します。



4 計画の進行管理

「宇都宮市男女共同参画推進条例」の第15条に基づき、毎年、行動計画の実施状況について年次報告書を作成し、公表します。年次報告書について、宇都宮市男女共同参画審議会をはじめ、市民の皆さんから意見を聴取し、次の施策に活かします。

5 調査・研究

男女共同参画を効果的に推進するためには、国際社会や国・県の動向などに留意・協調することが重要です。男女共同参画を取り巻く課題を的確に捉え、新たな施策に取り組むためにも、男女共同参画に関する調査・研究に取り組みます。